

# 特定非営利活動法人上之町地車保存会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人上之町地車保存会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府泉大津市高津町11番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、上之町地車の伝統と文化を継承するとともに、大阪府泉大津市の地車文化を広め、貴重な観光資源として多くの市民に関心を持ってもらい、上之町地車の振興に理解と協力を求める活動を通じて、地域社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①地車の伝統と文化を継承するための広報事業
  - ②地車の伝統と文化を継承するための後継者育成事業
  - ③地車の伝統と文化を継承するためのまちづくりの推進事業
  - ④その他、目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 1 1 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 1 2 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第 1 3 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 1 0 人以内

(2) 監事 2 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 1 4 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 1 5 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、

若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、議決する前にその役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。 )その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)事務局の組織及び運営
- (10)その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第15条第5項第4号の規定により、監事から理事に招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことに

より、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

### (構成)

第 3 1 条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第 3 2 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第 3 3 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第 1 5 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第 3 4 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 2 0 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第 3 5 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第 3 6 条 理事会における議決事項は、第 3 4 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 3 7 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 3 6 条第 2 項及び第 3 8 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 3 8 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記する

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 3 9 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 4 0 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加又は更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(5)社員の資格の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項(定数に係るものを除く。)

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)

(10)定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、事務所に掲示することにより行う。

ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告についてはこの法人の主たる事務所に掲示する。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |      |
|------|------|
| 理事長  | 小西雄規 |
| 副理事長 | 依田大藏 |
| 理事   | 藤井弘幸 |
| 同    | 柳田裕樹 |
| 同    | 槇山 孝 |
| 同    | 堀内祐治 |
| 同    | 大迫悠介 |
| 同    | 中島 廉 |
| 監事   | 青木良納 |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日とする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 10,000 円  
正会員会費 年額 10,000 円
  - (2) 賛助会員入会金 5,000 円  
賛助会員会費 年額 5,000 円

## 役員名簿

特定非営利活動法人 上之町地車保存会

| 役名 | 氏 名              | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|----|------------------|--------|-------|
| 理事 | こにしかずみ<br>小西雄規   |        | 無     |
| 理事 | よだだいぞう<br>依田大藏   |        | 無     |
| 理事 | ふじいひろゆき<br>藤井弘幸  |        | 無     |
| 理事 | やなぎだゆうき<br>柳田裕樹  |        | 無     |
| 理事 | まきやまたかし<br>槇山 孝  |        | 無     |
| 理事 | ほりうちゆうじ<br>堀内祐治  |        | 無     |
| 理事 | おおさこゆうすけ<br>大迫悠介 |        | 無     |
| 理事 | なかじまれん<br>中島 廉   |        | 無     |
| 監事 | あおきよしのり<br>青木良納  |        | 無     |

# 設立趣旨書

特定非営利活動法人上之町地車保存会

設立代表者 山下健三

## 1 趣旨

人口の減少や地車祭に参加される人の減少等により地車の伝統と文化を継承することが困難な状況にあります。地車の伝統と文化を後世に残したいと考えております。目的達成のため大阪府泉大津市の地車文化を広め、貴重な観光資源として多くの市民に関心を持ってもらい、上之町地車の振興に理解と協力求める活動を通じて、地域社会の利益の増進に寄与することに邁進してまいります。

任意団体では不動産の登記ができないため構成員の名義になっており構成員の負担や名義変更のことを考えると法人格の取得が必要と思い特定非営利活動法人の設立することにしました。

## 2 申請に至るまでの経過

法人の設立を発起し、申請するに至った動機は不動産、預貯金等の名義を法人名義にすることにより名義人にならざるを得ない構成員の負担軽減のためです。

活動実績は、子供たちの社会教育の推進を図るため、健全育成のため、市内の清掃作業を行う活動を毎月行っています。まちづくりの推進活動を図るため、地域住民との懇親の場として盆踊りを毎年行っています。年末には夜警活動をし、地域の防災に協力しています。

## 初年度事業計画書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人上之町地車保存会

### 1 事業の基本方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、社会教育の推進、子供の健全健全育成等の活動を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、社会教育の推進、まちづくりの推進、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動を行う。

### 2 事業実施に関する事項

#### ① 特定非営利活動に係る事業

##### (1) 地車の伝統と文化を継承するためのちづくりの推進事業

(内容) 清掃活動

(実施場所) 泉大津市内

(実施日時) 第1日曜日 9時～12時

(収益) 22千円 (寄付金)

(費用) 22千円 (飲料@150円×10人×7回、ゴミ袋等消耗品7千円)

##### (2) 地車の伝統と文化を継承するためのまちづくりの推進事業

(内容) 夜警活動

(実施場所) 泉大津市内

(実施日時) 12月28日～30日 19時～21時

(収益) 8千円 (寄付金)

(費用) 8千円 (飲料@150円×20人、消耗品5千円)

初年度 活動予算書  
 成立の日から令和8年3月31日まで  
 特定非営利活動法人上之町地車保存会  
 (単位：円)

| 科目                       | 金額      |         |         |
|--------------------------|---------|---------|---------|
| I 経常収益                   |         |         |         |
| 1. 受取会費                  |         |         |         |
| 正会員受取会費                  | 100,000 |         |         |
| 賛助会員受取会費                 | 0       |         |         |
| 入会金収入                    | 100,000 | 200,000 |         |
| 2. 受取寄付金                 |         |         |         |
| 受取寄付金                    | 30,000  | 30,000  |         |
| 3. 受取助成金等                |         |         |         |
| 地方公共団体助成金等               | 0       | 0       |         |
| 4. 事業収益                  |         |         |         |
| 事業収益                     | 0       |         |         |
| 事業収益                     | 0       |         |         |
| 事業収益                     | 0       |         |         |
| 事業収益                     | 0       |         |         |
| その他この法人の目的を達するために必要な事業収益 | 0       | 0       |         |
| 5. その他収益                 |         |         |         |
| 受取利息                     |         |         |         |
| 雑収益                      |         | 0       |         |
| 経常収益計                    |         |         | 230,000 |
| II 経常費用                  |         |         |         |
| 1. 事業費                   |         |         |         |
| (1) 人件費                  |         |         |         |
| 給料手当                     | 0       |         |         |
| 人件費計                     | 0       |         |         |
| (2) その他経費                |         |         |         |
| 会議費                      |         |         |         |
| 旅費交通費                    |         |         |         |
| 通信費                      |         |         |         |
| 消耗品費                     | 30,000  |         |         |
| 雑費                       |         |         |         |
| その他経費計                   | 30,000  |         |         |
| 事業費計                     |         | 30,000  |         |
| 2. 管理費                   |         |         |         |
| (1) 人件費                  |         |         |         |
| 給料手当                     | 0       |         |         |
| 人件費計                     | 0       |         |         |
| (2) その他経費                |         |         |         |
| 会議費                      | 0       |         |         |
| 旅費交通費                    | 0       |         |         |
| 通信費                      | 0       |         |         |
| 委託費                      | 0       |         |         |
| 消耗品費                     | 0       |         |         |
| 雑費                       | 0       |         |         |
| その他経費計                   | 0       |         |         |
| 管理費計                     |         | 0       |         |
| 経常費用計                    |         |         | 30,000  |
| 当期経常増減額                  |         |         | 200,000 |
| III 経常外収益                |         |         |         |
|                          |         | 0       |         |

|           |  |   |         |
|-----------|--|---|---------|
| 經常外収益計    |  |   | 0       |
| IV 經常外費用  |  | 0 |         |
| 經常外費用計    |  |   | 0       |
| 当期正味財産増減額 |  |   | 200,000 |
| 設立時正味財産額  |  |   | 0       |
| 次期繰越正味財産額 |  |   | 200,000 |

## 令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人上之町地車保存会

### 1 事業の基本方針

設立2期目にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、社会教育の推進、子供の健全健全育成等の活動を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、社会教育の推進、まちづくりの推進、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動を行う。

### 2 事業実施に関する事項

#### ① 特定非営利活動に係る事業

##### (1) 地車の伝統と文化を継承するためのまちづくりの推進事業

(内容) 清掃活動

(実施場所) 泉大津市内

(実施日時) 第1日曜日 9時～12時

(収益) 30千円 (寄付金)

(費用) 30千円 (飲料@150円×10人×12回、ゴミ袋等消耗品12千円)

##### (2) 地車の伝統と文化を継承するための広報事業、後継者育成事業

(内容) 盆踊り大会

(実施場所) 泉大津市内

(実施日時) 8月第1土曜日 17時～21時

(収益) 200千円 (寄付金)

(費用) 200千円 (消耗品200千円)

##### (3) 地車の伝統と文化を継承するためのまちづくりの推進事業

(内容) 夜警活動

(実施場所) 泉大津市内

(実施日時) 12月28日～30日 19時～21時

(収益) 8千円 (寄付金)

(費用) 8千円 (飲料@150円×20人、消耗品5千円)

令和8年度 活動予算書  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
特定非営利活動法人上之町地車保存会  
(単位：円)

| 科目                       | 金額      |         |         |
|--------------------------|---------|---------|---------|
| I 経常収益                   |         |         |         |
| 1. 受取会費                  |         |         |         |
| 正会員受取会費                  | 100,000 |         |         |
| 賛助会員受取会費                 | 50,000  |         |         |
| 入会金収入                    | 50,000  | 200,000 |         |
| 2. 受取寄付金                 |         |         |         |
| 受取寄付金                    | 238,000 | 238,000 |         |
| 3. 受取助成金等                |         |         |         |
| 地方公共団体助成金等               | 0       | 0       |         |
| 4. 事業収益                  |         |         |         |
| 事業収益                     | 0       |         |         |
| 事業収益                     | 0       |         |         |
| 事業収益                     | 0       |         |         |
| 事業収益                     | 0       |         |         |
| その他この法人の目的を達するために必要な事業収益 | 0       | 0       |         |
| 5. その他収益                 |         |         |         |
| 受取利息                     |         |         |         |
| 雑収益                      |         | 0       |         |
| 経常収益計                    |         |         | 438,000 |
| II 経常費用                  |         |         |         |
| 1. 事業費                   |         |         |         |
| (1) 人件費                  |         |         |         |
| 給料手当                     | 0       |         |         |
| 人件費計                     | 0       |         |         |
| (2) その他経費                |         |         |         |
| 会議費                      |         |         |         |
| 旅費交通費                    |         |         |         |
| 通信費                      |         |         |         |
| 消耗品費                     | 238,000 |         |         |
| 雑費                       |         |         |         |
| その他経費計                   | 238,000 |         |         |
| 事業費計                     |         | 238,000 |         |
| 2. 管理費                   |         |         |         |
| (1) 人件費                  |         |         |         |
| 給料手当                     | 0       |         |         |
| 人件費計                     | 0       |         |         |
| (2) その他経費                |         |         |         |
| 会議費                      | 0       |         |         |
| 旅費交通費                    | 0       |         |         |
| 通信費                      | 0       |         |         |
| 委託費                      | 0       |         |         |
| 消耗品費                     | 0       |         |         |
| 雑費                       | 0       |         |         |
| その他経費計                   | 0       |         |         |
| 管理費計                     |         | 0       |         |
| 経常費用計                    |         |         | 238,000 |
| 当期経常増減額                  |         |         | 200,000 |
| III 経常外収益                |         | 0       |         |

|           |  |   |         |
|-----------|--|---|---------|
| 經常外収益計    |  |   | 0       |
| IV 經常外費用  |  | 0 |         |
| 經常外費用計    |  |   | 0       |
| 当期正味財産増減額 |  |   | 200,000 |
| 設立時正味財産額  |  |   | 200,000 |
| 次期繰越正味財産額 |  |   | 400,000 |